

事務事業名	こども発達支援センター運営事業	担当	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係
政策名	02 「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～	施策名	4 障がい者の自立と社会参加の支援
成果指標	名称	単位	2 年度実績
	センター利用者数（児童発達支援）	人	63
	センター利用者数（放課後等デイサービス）	人	50
事業概要	児童福祉法、障害者総合支援法真岡市こども発達支援センターひまわり園設置に関する条例及び同施行規則による。心身に障害のある児童に対し、基本的な生活習慣の指導や集団生活への適応訓練や屋外での療育訓練などを行う。また、障がい児と親を含めた個別指導や専門的な指導訓練を行う。 ・児童発達支援：対象者は就学前の障がい児で母子通園による訓練指導と幼保就園の障がい児である。 ・放課後等デイサービス：就学児童～18歳未満の障がい児 対象地域は、真岡市のほか芳賀郡内各町で、事業経費は芳賀郡各町から前年度の利用状況に基づき負担してもらう。利用者は原則、サービス料の1割を負担する。（事業所へ支払う） ・事業は真岡市社会福祉協議会へ業務委託し、「ひまわり園」の愛称で運営している。 ＊職員体制9名体制：プロパー5名、嘱託3名、臨時1名。その他作業療法士や臨床心理士、言語聴覚士等の専門的職種を委託し専門的な療育体制を整備している。		
2 年度実績・成果・課題	R2年度登録者数 ・児童発達支援63名（真岡60名、益子1名、芳賀2名） ・放課後等デイサービス50名（真岡43名、益子4名、市貝2名、芳賀1名） 業務委託額：38,300千円 ・児童発達支援は母子通園事業であり、市内に類似事業がないため親子で療育を受ける機会となっており満足度は高くなっている。 放課後等デイサービスにおいても、ひまわり園の児童発達卒業後の継続希望が多いが、受入側の利用体制が週2回までの利用となっている。 H27年度から、民間の放課後等デイサービス事業所が急増している。（R2年度末現在の事業所数：児童発達4か所、放課後等デイサービス11か所ひまわり園除く） ・身体や知的障害に加え発達障がいの診断を受ける児童が増加しており、療育の必要性を指摘され障がい児のサービス利用が増加している。 今後もより専門的な療育訓練の体制整備が求められている。		
今後の方向性と具体策	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的絞込み <input type="checkbox"/> 目的拡充 <input type="checkbox"/> 事業統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 予算増大 <input type="checkbox"/> 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】 ・国の障がい児施策でも、児童発達事業所のセンター化に向けた取り組みを進めていくよう指針が出ている。今まで、児童発達支援事業を実施し障害児や家族支援を行う身近な療育の場として対応してきたが、発達障がいも含め障害児が増えている現状から、センター化による専門機能を活用し地域の障害児や家族への相談や施設への助言等を行う地域の中核的な療育支援が必要となっている。センター化機能を実施するためには、保育所等訪問支援事業の実施が必須となっているため、現ひまわり園の事業内容や人員基準についての検討が必要となってくる。障害児に地域に必要な支援を提供するには、より専門的職種を配置し療育体制を整備していくことが求められている。市障がい児福祉計画においても、国の指針に沿って令和5年度までにセンター化を目指すことを検討しており、令和3年～4年度中に市・社会福祉協議会及びひまわり園、管内4町との具体的な協議調整をしていく予定である。		